

建設業法の概要

目的 建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進

1. 建設業許可制度

建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならない（軽微な工事のみ請け負う場合を除く。）。

※ 許可を要しない軽微な建設工事

… 500万円未満の建設工事（建築一式工事の場合は1500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事）

(1) 許可行政庁

- ・ 2以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合
→ 国土交通大臣
- ・ 1の都道府県の区域内にのみ営業所を設ける場合
→ 都道府県知事

(2) 特定建設業と一般建設業の別

- ・ 3000万円（建築工事業は4500万円）以上の下請契約を締結して施工
→ 特定建設業
- ・ それ以外の場合
→ 一般建設業

(3) 業種別許可

許可は28業種（土木、建築、管など）に区分して行われる。

(4) 許可の基準

（積極的要件）

- ・ 経營業務の管理責任者の設置
- ・ 営業所ごとの専任技術者の設置
- ・ 誠実性を有していること
- ・ 財産的基礎を有していること

（消極的要件）

- ・ 禁治産者等でないこと
- ・ 許可の取消や禁固以上の刑の執行を終えた日から5年を経過しない者でないこと等

2. 請負契約の適正化

請負契約の片務性改善、下請負人保護の徹底のため、書面による契約、一括下請禁止等のほか、特定建設業者につき、下請代金の支払期日等、下請負人に

対する指導等を規定している。

3. 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、建設工事紛争審査会によるあっせん、調停、仲裁の制度を設けている。

4. 施工技術の確保

建設工事の適正な施工を確保するために、工事現場技術者の設置、技術検定について定めている。

(1) 工事現場技術者の設置

- ・ 工事現場ごとに次の技術者（営業所ごとに設置が義務付けられる専任技術者の資格と同じ。）を置くこと。
 - ・ 特定建設業者が元請として3000万円（建築工事業は4500万円）以上の下請契約を締結して施工するとき → 監理技術者
 - ・ その他の場合 → 主任技術者
- ・ 公共性のある工作物に関する重要な工事を行う場合の技術者は、専任で設置すること。
- ・ 国、地方公共団体等が発注する、公共性のある工作物に関する重要な建設工事を行う場合の技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者から選任すること。

(2) 技術検定

施工技術の向上を図るため、建設機械施工等6分野の技術検定を実施している。

5. 経営事項審査

公共工事の入札に参加しようとする建設業者について、その申請に基づき、次の事項について、経営に関する客観的事項の審査を行う。

- ① 経営規模（完成工事高、自己資本額、職員数）
- ② 経営状況（売上高経常利益率 ほか12項目）
- ③ 技術力（技術職員数）
- ④ その他（経営年数、社会性等）

6. 監督処分

法令の遵守の実効性を確保するため、指示、営業停止、許可の取消等の措置を規定している。

- ① 指示処分（請負契約に関して不誠実な行為をした場合、一括下請負に違反した場合等）
- ② 営業停止処分（指示処分に違反した場合、情状が重い場合）
- ③ 許可の取消処分（許可拒否要件に該当することとなった場合、営業停止処分に従わなかった場合）